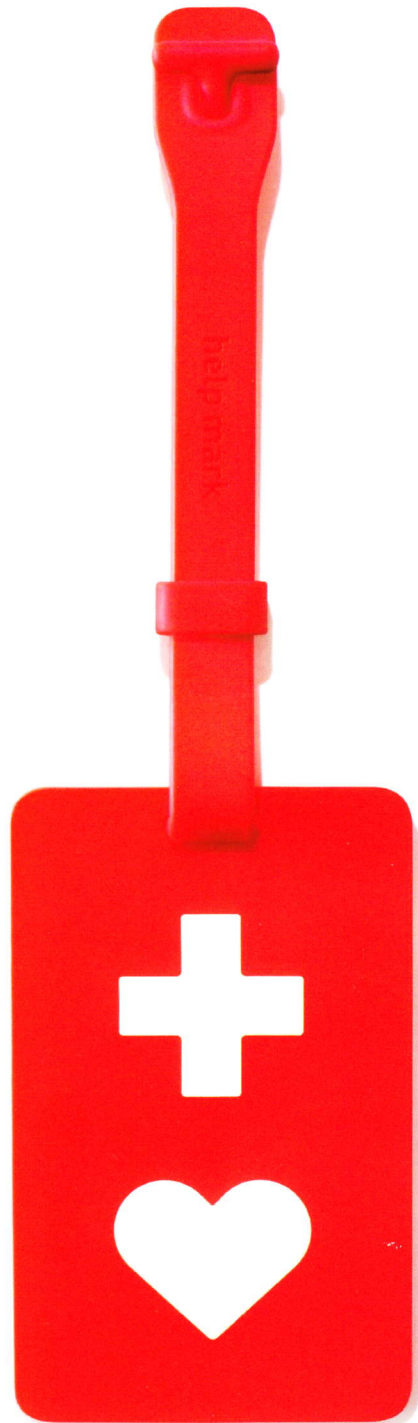


ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。

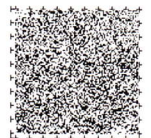


外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、

困っているようであれば声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。



配慮や手助けを必要としている方のための「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、手助けや配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、手助けが得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害や聴覚障害のあるなどの状況把握が難しい方、肢体不自由のあるなどの自力での迅速な避難が困難な方がいます。

知っていますか？「ヘルプカード」

「ヘルプカード」は、障害のある方が困った時に手助けを求めるためのものです。障害のある方が「ヘルプカード」を提示した場合は、記載内容にそって支援をお願いします。

「ヘルプカード」があることで期待できること

①本人にとっての安心

「何かあったときに、味方になって理解してもらえる、手助けしてもらえる。」
それは、障害のある方にとっては、何よりの安心です。

②家族、支援者にとっての安心

「何かあったらどうしよう。」
緊急連絡先を本人が携帯していることは、家族や支援者の不安を和らげます。

③情報とコミュニケーションを支援

緊急時に必要となる情報をあらかじめ備え持つことができます。さらに、緊急時に支援してくれる方とコミュニケーションのきっかけになります。

④障害に対する理解の促進

「ヘルプカード」について知っていただくことは、障害のある方がどのような支援を必要としているのかを知っていただくことにつながるため、障害について理解するためのきっかけとなります。

●ヘルプマーク・ヘルプカードは下記の場所で交付しています。交付時期は各市町で異なりますのでお問い合わせください。

□津山市：障害福祉課、各支所市民生活課及び出張所【問い合わせ先：TEL0868-32-2067 Fax0868-32-2153(障害福祉課)】

□鏡野町：保健福祉課、各振興センター【問い合わせ先：TEL0868-54-2986 Fax0868-54-2891(保健福祉課)】

□久米南町：保健福祉課【問い合わせ先：TEL086-728-4411 Fax086-728-4414(保健福祉課)】

□美咲町：福祉事務所、各支所住民福祉課【問い合わせ先：TEL0868-66-1129 Fax0868-66-1167(福祉事務所)】